
さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業
(DBO)
入札説明書等に関する質問への回答書 (第2回)

令和元年5月31日

さいたま市

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1-1	54	別紙5	3		(2)本施設の利用可能性が確保されていない場合の措置(ケース1)	表中に記載されている「異常事態」とは、運營業務委託契約書(案)第34条にある異常事態の定義のうち、不可抗力による損害発生は含まれないという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-1	5	第1編	第3章	3.2.4	地質	調査未実施箇所について、入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)p.11 No.2-4にて「法令等に基づく調査が必要です」とありますが、先行解体する粗大ごみ処理施設、管理棟、計量棟Aは解体完了後、速やかに調査を行うという理解でよろしいでしょうか。あるいは、Bエリアの粗大ごみ処理施設は、ごみ処理工場棟の解体完了後に合わせて調査を行うことでよろしいでしょうか。	調査未実施箇所は、各施設の停止後、解体前に漏れないよう速やかに調査してください。
2-2	6	第1編	第3章	3.2.6	(2)雨水流出抑制施設	雨水流出抑制施設は、Aエリア検査時においては開発用件検査対象外であり設置は不要(濁水対策により放流する)、Bエリア整備にて設置し、整備完了時に敷地全体に対する抑制量を満たすか検査を受けるという理解でよろしいでしょうか。	雨水流出抑制施設の検査は県により敷地全体の整備が完了した段階に実施します。 なお、市の開発検査では雨水流出抑制施設は検査対象外となります。
2-3	6	第1編	第3章	3.2.6	(2)雨水流出抑制施設	雨水流出抑制施設の要否・設置時期等に関して、関係機関との協議により変更が生じた場合、その費用・工期については協議いただきますようお願いいたします。	要求水準書等に示した条件と大幅に異なる場合には、協議を行います。
2-4	8	第1編	第3章	3.3.1	表1-3	設計期間中に行う手続きの項目・期間が添付資料13に示されていますが、関係機関側で要する日数がこれを超過する等により設計期間に遅れが生じる場合は、工程を協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	開発の事前相談は契約後直ちに行うなど、工期遵守をしてください。添付資料13は、想定工程であり、関係機関との協議により日数の増減があると想定していますが、許認可側の事由による工期延長等は考えていません。なお、契約前でも窓口相談は可能なため、事前連絡のうえ相談してください。
2-5	13	第2編	第1章	1.1.3	敷地周辺設備 (2)用水	給水管の引込については、入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)p.16 No.2-37にて「50mm、20mmの引き込みに関しては現在利用しておりません」とありますが、これを工事用として利用することは可能でしょうか。閲覧資料13に示される取合点の配管径が読み取れませんので、ご教示をお願いします。	50mmの引き込み管は、水道局との協議を行ったうえで認められた場合、利用可能です。なお、協議には工事用水の使用期間や使用水量等の条件が必要となります。 取り合い点の配管径は閲覧資料13に示す図面の左上から順に20mm、100mm、50mmとなります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-6	18	第2編	第1章	1.2.3	計画ごみ質	高効率ごみ発電施設の処理対象ごみのバイオマス比率をご教示下さい。	閲覧資料18として開示します。
2-7	18	第2編	第1章	1.2.3	計画ごみ質	参考資料として、市内4施設のごみ質分析結果（直近3年分以上）をご提示願います。	閲覧資料19として開示します。
2-8	42	第2編	第1章	1.5.12	試運転	「本施設の建設対象施設の正式引渡し予定日（2025年3月31日）までの1ヵ月間の試運転は、本施設の計画処理量を全量受け入れ、処理を行う」とあります。これは、1ヵ月間の連続運転を意味するのではなく、搬入ごみを全量受け入れて適切に処理するという理解でよろしいでしょうか。引渡し前の点検のために炉停止することは問題ないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。搬入ごみを全量受け入れて処理することを前提に、引渡し前の点検のための炉停止は問題ありません。
2-9	51	第2編	第1章	1.8.4	表2-40 熔融温度	保証条件に燃焼室出口温度：1,300度以上とありますが、燃焼室出口温度ではなく熔融物温度の理解で宜しいでしょうか。	熔融温度として1,300℃以上を求めるものとなります。測定場所は熔融スラグ出口温度とします。
2-10	55	第2編	第1章	1.9.2	(1) 建築工事関係のかし担保	指定された防水保証年限について、製造メーカーが保証を出せない材料に関しては、事業者名で提出するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-11	119	第2編	第3章	3.14.2	(2)	「マンホールの材質は重荷重用FRP製」とありますが、マンホール上を車両等が通行せず、人程度の軽荷重が見込まれる箇所については、荷重条件に応じた材質としてよろしいでしょうか。	重機等が通行することを想定し、要求水準書のとおりとします。
2-12	126	第2編	第4章	4.2.2	(6) タ	マテリアルリサイクル推進施設の選別設備（びん、かん）のプラットホーム及び保管設備のプラットホーム（荷下ろし場所）を、他のプラットホームから独立した場所で提案する場合も、本項の(1)形式～(6)特記事項に規定される要求水準は必須でしょうか。	原則として必須となりますが、詳細については実施設計時に協議します。
2-13	161	第2編	第5章	5.1.1	共通事項	「仮設計量機については、電源、弱電線（電話等）、計装線（計量棟と既設ごみ焼却施設中央制御室とのデータ送信等）の盛り替えを行うこと」とあります。仮設計量機のデータを送信する場所は中央制御室のみでよろしいでしょうか。管理棟機能を移設されたプラザ棟には不要でしょうか。	仮設計量機については中央制御室にデータ送信する必要はありません。プラザ棟にある計量システム端末にデータを送信してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-14	182	第6章	6.1	6.1.1	(5)掘削工事 ウ	新設工事については、地中障害物の撤去費用は市様にて負担されることが明記されていますが、解体工事に関しても、予期せぬ地中障害物等により工事に障害が発生した場合は、市様の負担にて撤去いただけるものと考えてよろしいでしょうか。また、同様に工期についても協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書等から想定しえない大規模な地中障害物等については、お見込みのとおりです。
2-15	189	第2編	第6章	6.2.6	(5)カ	夜間照明に配慮してブラインド等を設置するのは、居室廻りという解釈でよろしいでしょうか。	居室廻り及び管理諸室（廊下を含む）とします。
2-16	190	第2編	第6章	6.2.7	(2)内部仕上げ 表2-59	ユニバーサルデザインの対応が必要な室でタイルカーペットの記載がある場合、車椅子利用者においては摩擦抵抗が大きく、利用しにくいものとなることが想定されます。このような場合、樹脂系タイル等代替の床材を提案させていただいてよろしいでしょうか。	表2-59は参考として示したものです。実施設計時に協議を行い、市の意図・目的等が達成できたとえ、同等の機能を有すること及びその合理性等を事業者にて証明し、市が承諾した場合には提案可能です。
2-17	205	第2編	第6章	6.6.3	工事範囲	「フーチングまで撤去し、杭は残置する」とありますが、残置する既存建物の杭の位置を示した図をCADデータでご提示願います。	添付資料及び閲覧資料以外に開示できる情報はありません。
2-18	215	第6章		6.6.6	表2-77	設備内に残存する燃え殻、薬品類、油脂類などについては、処分方法が明記されていますが、表に記載のない廃棄物等が解体機器やピット内などに確認された場合は、別途協議いただけるものと考えてもよろしいでしょうか。	既存東部環境センターは、廃止前に極力残置物が残らないように処理しますが、一般的に焼却施設解体時に残置される程度の残置物を想定して解体工事での処分を見込んでください。
2-19	234	第2編	第6章	6.7.2	許認可	仮設ランプウェイ等は、本設の建築確認申請とは別に建築確認申請が必要とありますが、添付資料13には仮設許可申請と記載されています。いずれが正でしょうか。	仮設ランプウェイ等は、建築確認申請（計画通知）を出す前に建築基準法第85条第5項の仮設建築物の許可を受ける必要があります。この許可を受けるにあたっては、サーマルエネルギーセンターの確認済証が必要となります。
2-20	235	第2編	第6章	6.7.4	プラットホーム壁仕舞工事	「・・・プラットホームの壁仕舞を行うものとする。仕様は、既存の施設の意匠と同程度のものとする。」とありますが、既存の施設の意匠と同程度の壁を設置した場合、構造的に問題ないと考えてよろしいでしょうか。事業者側で検討を行う場合、構造計算書をご提示いただけませんかでしょうか。	構造的に問題ない範囲での意匠を想定しています。受注後、事業者にて検討を行ってください。
2-21	249	第3編	第3章	3.4	搬入物の性状分析	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)No. 2-29で、マテリアルリサイクル推進施設から発生する残渣物は残渣集合コンベヤで搬送することをお認め頂きましたが、もえるごみピットの搬入物の分析も残渣集合物で行う理解で宜しいでしょうか。	搬入物の分析は、それぞれで実施し、重量比にて残渣集合物の性状分析としてください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-22	250	第3編	第3章	3.13	(3)	「市が収集するリサイクル対象品を受入れ、その補修を行うこと」とありますが、補修の程度は運営事業者の判断で良いという認識でよろしいでしょうか。	市他施設と同等の程度としてください。
2-23	265	第3編	第9章	9.7	(2)	「運営事業者は、温室効果ガス排出量の算定・把握に際しては、…自らの責任と費用負担により第三者による検証を受ける」とありますが、本事業におけるエネルギーの使用量が、3か年度連続して原油換算で1,500kL未満となる場合は、本検証は免除されるものと理解してよろしいでしょうか。 (埼玉県目標設定型排出量取引制度は、原油換算で1,500kL以上のエネルギーを3か年度連続して使用する事業所が対象となるため)	お見込みのとおりです。ただし、温室効果ガス排出量の把握は行ってください。
2-24	添付資料6					巻末資料に「今回ボーリング調査位置No.1～No.5」のボーリング柱状図がありますが、追加ボーリングの位置・本数を定めるため、「既存ボーリング調査位置」におけるボーリング柱状図もご提示願います。	閲覧資料20～22として開示します。
2-25	閲覧資料01	3	(2) (3)	(a)	系統連系工事の概要	受電設備の位置は参考であり、事業者にて任意の位置に配置できるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、詳細は東京電力パワーグリッド株式会社との協議となります。
2-26	閲覧資料01	2			接続検討の申込内容	閲覧資料1「接続検討回答書」に最大受電電力が記載されていますが、最大送電電力がこの数値を超える場合には、計画されているアクセス線への接続について再検討していただくと考えてよろしいでしょうか。	東京電力パワーグリッド株式会社により再度接続検討が必要と判断された場合、事業者側の費用負担で必要な手続きを行ってください。

3 落札者決定基準に対する質問

質問なし

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
4-1	第15号-1				構成員の業務遂行能力	2018年度の決算書入手が入札時に間に合わない場合には、直近決算を前年度としてもよろしいでしょうか。	可とします。
4-2	第17号-2-2 (別紙1)	二酸化炭素排出量			燃料	表中に記載がない燃料（軽油など）を使用する場合は、適宜行を追加して記載することによろしいでしょうか。	使用する燃料に応じて、行を追加して記載してください。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
4-3	第17号-4-1 (別紙1)	主要機器の維持補修計画			維持補修費	本様式は、主要機器について記載するものであり、表下部に記載する維持補修費(事業(DBO))は、様式第18号-1-1(別紙1及び別紙7)に記載する補修費用と金額が合致していてもよろしいでしょうか。	主要機器のみではなく、建築等も含む本施設の維持補修計画とし、様式第18号-1-1(別紙1及び別紙7)の補修費用と整合させてください。 なお、「様式第17号-4-1(別紙1、別紙2)」は、修正様式を使用してください。

5 基本協定書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
5-1	3	5	2		違約金	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回) p.56 No.5-2にて「……共同負担を義務付けているものではありません」とあります。損害賠償金、違約金等の支払いは共同負担ではなく、帰責企業が負担するという理解でよろしいでしょうか。	入札参加者(企業グループ)に対して、負担義務を求めているものであり、帰責企業に限定はしていません。負担者は、入札参加者内で決めてください。

6 基本契約書(案)に対する質問

質問なし

7 建設工事請負契約書(案)に対する質問

質問なし

8 運営業務委託契約書(案)

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
8-1	8	23	3		搬入禁止物に係る取扱い	搬入禁止物が著しい量となった場合に、費用面や保管場所の確保に影響が出ることが想定されます。搬入禁止物の想定量を明示していただき、それを超えた場合の費用負担については協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	搬入禁止物の搬入量を明示することはできません。搬入禁止物によって日常の運営業務に影響が出ないよう、貴グループの経験により想定してください。 なお、市は運営に影響が生じないように保管場所から定期的に搬出するよう配慮するものとします。

9 焼却灰運搬業務委託契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
9-1	3	5	2		秘密の保持等	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回) p.66 No.10-3の回答に「成果物は、要求水準書第5編に定める業務実施報告書及びその他の報告書を指します」と記載されています。その他報告書として想定されているものがありましたらご教示をお願いします。	現時点においては、想定しているものではありません。その他の報告書とは、市が必要とするものがあれば、指示します。
9-2	3	7	1		著作権の譲渡等	「成果物」とありますが、入札説明書等に関する質問への回答書(第1回) p.66 No.10-3の回答にある「成果物は、要求水準書第5編に定める業務実施報告書及びその他の報告書を指します」と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

10 焼却灰資源化業務委託契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
10-1	3	5	2		秘密の保持等	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回) p.66 No.10-3の回答に「成果物は、要求水準書第5編に定める業務実施報告書及びその他の報告書を指します」と記載されています。その他報告書として想定されているものがありましたらご教示をお願いします。	現時点においては、想定しているものではありません。その他の報告書とは、市が必要とするものがあれば、指示します。
10-2	3	7	1		著作権の譲渡等	「成果物」とありますが、平成31年2月22日付 入札説明書等に関する質問への回答書(第1回) p.66 No.10-3の回答にある「成果物は、要求水準書第5編に定める業務実施報告書及びその他の報告書を指します」と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10-3	10	30			法令変更又は不可抗力の場合の解除	「委託者又は受託者は、法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要することになった場合には、本焼却資源化業務委託契約の終了に伴う権利義務関係等について相手方当事者と協議の上、・・・解除することが出来る。解除により委託者又は受託者に発生した損害及び費用については、各自で負担するものとする。」とありますが、契約期間内において自治体間の事前協議が不調となり、受入が困難となった場合も含まれると解して差し支えないでしょうか。	受託者側の問題により自治体間の事前協議が不調となり、他市への搬出が困難となった場合は、含まれません。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
10-4	10	31	4	(2)	解除の効果	「…、又は受託社の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合」の例外として、社会的な情勢の激変により事業の中止を余儀なくされた場合や著しい生産抑制を余儀なくされた場合については検討願えないでしょうか。	履行不能となった要因が、受託者の責めに帰すべき事由か否かにより、判断することとなります。

11 事業間連携に係る協定書(案)に対する質問

質問なし